

横浜ゴムグループ競争法遵守ポリシー

1. ポリシーの遵守

1.1 横浜ゴム株式会社および横浜ゴムグループの各社(国内、海外を含む、以下総称して「横浜ゴムグループ」という)は、「横浜ゴムグループ行動指針」を遵守することを宣言し、これを公表する。

1.2 横浜ゴムグループは、取締役及び従業員等(総称して「構成員」という。)に対して、「横浜ゴムグループ行動指針」並びに本ポリシーを周知し、教育と懲戒プログラムにより遵守する働きかけと管理・監督を行う。

2. カルテルなど競争制限行為の禁止

2.1 横浜ゴムグループ構成員は、カルテルなど競争を制限する行為(以下、「禁止行為」という。)が効率的な経済活動を妨げる有害な行為であること、および横浜ゴムグループに重大な不利益を与える行為であることを理解し、国内外を問わず、禁止行為を行わないものとする。

2.2 禁止行為としては、以下の行為を含むが、これらに限られるものではない。

2.2.1 競合他社とのカルテル・情報交換の禁止

競合他社との間で、価格、入札談合(受注調整)、生産・販売数量、販売地域、顧客の割り当てについて合意をしてはならない。また、価格に関する情報交換その他競合他社と競争するうえで重要な事項や通常秘密とされる事項について情報交換をしてはならない。これは、書面での明示、口頭、暗黙の了解などの別を問わない。

2.2.2 再販売価格の拘束

取引先に対し、横浜ゴムグループの商品を指定した価格で販売させたり、指定した価格で販売しない取引先に対して経済上の不利益を課したりする等、取引先の販売価格の自由な決定を拘束してはならない。

2.2.3 拘束条件付取引

指定地域外での販売を不当に制限したり、合理的な理由なくして販売方法を指定しこれを守らせたりするなど、取引先の事業活動を不当に拘束するような条件を付けて取引をしてはならない。

2.2.4 不当廉売

採算を度外視するような不当な廉価で製品やサービスを販売してはならない。

3. 競合他社との接触

3.1 横浜ゴムグループ構成員は、所在する国や地域を問わず、また、会議・面談、電話、FAX、Eメール等その手段・方法を問わず、原則として競合他社との接触を行わないものとする。

る。

3.2 やむを得ず、競合他社との会合を実施しようとする場合には、当該会合に出席する横浜ゴムグループ構成員は、当該会合の実施および出席について、事前に承認者の承認を得るとともに、会合の実施後に、承認者に対して、会合での議事内容その他必要事項を報告するものとする。承認者については「横浜ゴムグループ競争法遵守規則」(以下「規則」という)に定める。

4. 業界団体への加入

4.1 横浜ゴムグループのすべて部門もしくは子会社は所在する国や地域を問わず、横浜ゴムグループ競争法遵守規則に定める手続きを経て事前に承認を得たものを除き、業界団体には加入しない。

5. 禁止行為発生時の対応

5.1 横浜ゴムグループ構成員は、禁止行為が行われた可能性を認知または見聞きした場合には、速やかに内部通報制度を利用して通報窓口に報告する。

5.2 横浜ゴムグループは、本ポリシーの違反者に対しては自社の就業規則等の社内規則に基づいて厳正な処分を科す。

以上

※本ポリシーは、2017年7月28日取締役会にて承認・制定された。